

金融危機に対するJBICの対応について

投資金融のスキーム

- JBICは本年10月に(株)日本政策金融公庫の海外部門として発足(円借款業務はJICAへ移管)

[検討内容]

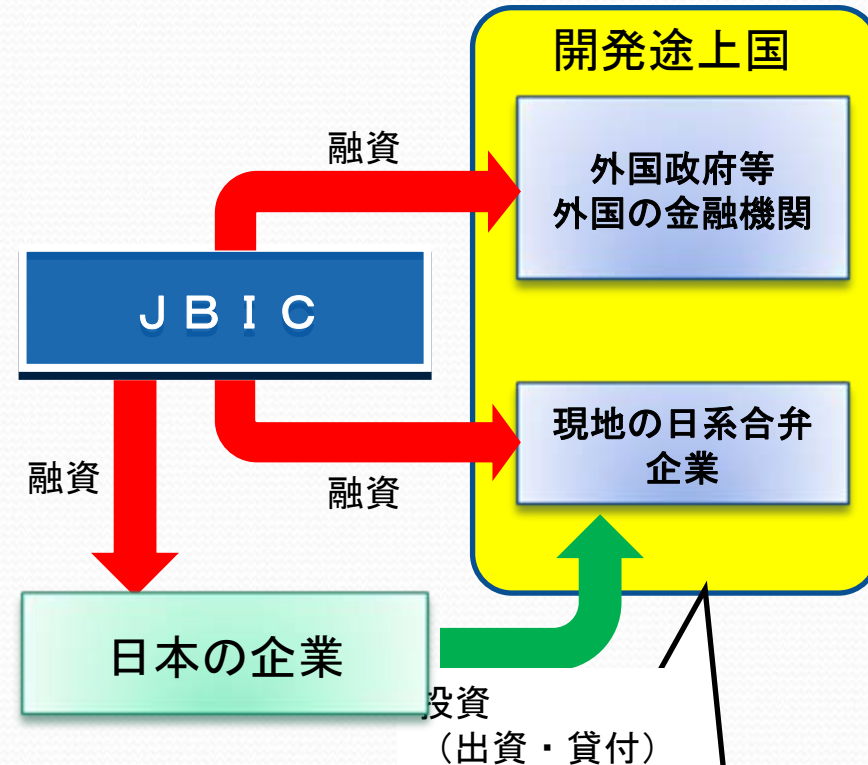
- 現下の金融危機を踏まえ、JBICとして先進国向けの投資金融のみ対象業種を拡大。

[現在の投資金融の概要]

- 開発途上地域向けに限定(ただし、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のためのものを除く。)
- 先進国向け投資金融は政令指定が必要(現在は原子力発電事業のみ指定)
- 対象企業は、現地の日系合併企業であり、我が国の法人と継続的な経済関係を有する外国の法人を含む(原材料の供給、役員の派遣等)
- 短期資金は除く。

(注) JBICの開発途上国、先進国の範囲

- 開発途上国・・・先進国以外の国
- 先進国・・・米国、英国、独、仏、伊、加、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スイス、オーストラリア、ニュージーランド、アイスランド



- ・ 開発途上地域に限定(資源案件を除く)
- ・ 我が国産業の国際競争力の維持等に必要があると認められる場合には、先進国向も可能(政令指定が必要)